

重度障害者用意思伝達装置について

前回会議の議論を踏まえ、重度障害者用意思伝達装置の支給基準について意見をお聞きし、次のとおり取りまとめた。

1 支給対象者

支給対象者は、前回会議の意見を踏まえ、「両上下肢の用を全廃又は両上下肢を亡失し、かつ、言語機能を廃したことにより、障害（補償）給付の支給を受けた者又は受けると見込まれる者で、重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難な者」とすることが適当である。

ただし、接点式入力装置（スイッチ）、帯電式入力装置（スイッチ）、筋電式入力装置（スイッチ）、光電式入力装置（スイッチ）、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）、圧電素子式入力装置（スイッチ）又は画像処理による眼球注視点検出式入力装置（スイッチ）のいずれかにより意思を入力することができる者に限ることが適当である。

また、重度障害者用意思伝達装置を支給するに当たっては、医師による意見に基づき決定する必要がある。

2 支給の範囲

支給する台数は、1人につき1台とすることが適当である。

3 支給に当たって留意すべき事項

機種及びセンサーの選定に当たっては、被災労働者の症状に応じた医師の診断に基づき行うことが必要である。

4 型式及び価格等

(1) 基本構造及び付属品

ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもので、ごく小さな身体の動き（まばたき、呼気等）等を利用して「はい・いいえ」を判定するものが適当である。

また、日常生活における自立を図る観点から、必要に応じ、呼鈴装置等電気器具の電源の入力及び切断を可能とする付加機能を有したものが適当である。

入力装置としては、接点式入力装置（スイッチ）、帯電式入力装置（スイッチ）、筋電式入力装置（スイッチ）、光電式入力装置（スイッチ）、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）、圧電素子式入力装置（スイッチ）、画像処理による眼球注視点検出式入力装置（スイッチ）を用いることが適当である。

(2) 基準価格

市場の機器の価格、機能を踏まえると、450,000円以下を基準価格とすることが適当であるが、近年の技術進歩が顕著であることを踏まえると、3年程度を目途に見直しを行うことが適当である。

なお、入力装置については、入力方式により価格が大きく異なるため、機器の基準価格には入力装置を含まずに、障害に応じた入力装置を加算することが適当である。また、固定台、呼鈴についても、全ての支給対象者が必要なものではなく、必要な場合に加算することが適当である。

(3) 耐用年数

耐用年数は5年程度とすることが適当である。

5 修理基準

修理基準については、次のものを対象とすることが適当である。

- ・ 本体修理
- ・ 固定代（アーム式又はテーブル置き式）交換
- ・ 入力装置固定具交換
- ・ 呼び鈴交換
- ・ 呼び鈴分岐装置交換
- ・ 接点式入力装置（スイッチ）交換
- ・ 帯電式入力装置（スイッチ）交換
- ・ 筋電式入力装置（スイッチ）交換
- ・ 光電式入力装置（スイッチ）交換

- ・ 呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換
- ・ 圧電素子式入力装置（スイッチ）交換
- ・ 画像処理による眼球注視点検出式入力装置（スイッチ）交換